

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
代表取締役社長 立川 敬二 様

総務省総合通信基盤局長

金澤 寛

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。(別添のとおり)

貴社においては、既に料金格差の是正に取り組んでおられますが、今後の料金改訂においても、この提言の趣旨に沿うよう努められたい。

敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道
代表取締役社長 佐藤 征紀 様

総務省総合通信基盤局長

金 澤

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。(別添のとおり)

貴社においては、既に料金格差の是正に取り組んでおられますが、今後の料金改訂においても、この提言の趣旨に沿うよう努められたい。 敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北
代表取締役社長 遠藤 壽一様

総務省総合通信基盤局長

金澤 真

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。（別添のとおり）

貴社においては、既に料金格差の是正に取り組んでおられますが、今後の料金改訂においても、この提言の趣旨に沿うよう努められたい。

敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海
代表取締役社長 足立 邦彦 様

総務省総合通信基盤局長

金澤 寛

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。（別添のとおり）

貴社においては、既に料金格差の是正に取り組んでおられますが、今後の料金改訂においても、この提言の趣旨に沿うよう努められたい。 敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸
代表取締役社長 山本 誠實 様

総務省総合通信基盤局長

金澤 薫

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。(別添のとおり)

貴社においては、既に料金格差の是正に取り組んでおられますが、今後の料金改訂においても、この提言の趣旨に沿うよう努められたい。 敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西
代表取締役社長 園田 善一 様

総務省総合通信基盤局長

金澤

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。（別添のとおり）

貴社においては、既に料金格差の是正に取り組んでおられますが、今後の料金改訂においても、この提言の趣旨に沿うよう努められたい。

敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国
代表取締役社長 聖成 光一 様

総務省総合通信基盤局長

金澤 翔

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。(別添のとおり)

貴社においては、既に料金格差の是正に取り組んでおられますが、今後の料金改訂においても、この提言の趣旨に沿うよう努められたい。 敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国
代表取締役社長 中村 晴永 様

総務省総合通信基盤局長

金 澤 寛

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。（別添のとおり）

貴社においては、既に料金格差の是正に取り組んでおられますが、今後の料金改訂においても、この提言の趣旨に沿うよう努められたい。 敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州
代表取締役社長 高橋 豊久 様

総務省総合通信基盤局長

金澤 邦

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。(別添のとおり)

貴社においては、既に料金格差の是正に取り組んでおられますが、今後の料金改訂においても、この提言の趣旨に沿うよう努められたい。 敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社ディーディーアイ
代表取締役社長 奥山 雄材 様

総務省総合通信基盤局長

金 澤 寛

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。（別添のとおり）

この提言の趣旨に鑑み、今後貴社において料金改訂を行う際に、固定電話発信・携帯電話着信と携帯電話発信・固定電話着信の利用料金の格差の縮小あるいは解消に向けて努められたい。

敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社エーユー

代表取締役社長 三野 正博 様

総務省総合通信基盤局長

金澤

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。(別添のとおり)

この提言の趣旨に鑑み、今後貴社において料金改訂を行う際に、固定電話発信・携帯電話着信と携帯電話発信・固定電話着信の利用料金の格差の縮小あるいは解消に向けて努められたい。

敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 親泊 一郎 様

総務省総合通信基盤局長

金 澤 真

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。（別添のとおり）

この提言の趣旨に鑑み、今後貴社において料金改訂を行う際に、固定電話発信・携帯電話着信と携帯電話発信・固定電話着信の利用料金の格差の縮小あるいは解消に向けて努められたい。

敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社ツーカーセルラー東京
代表取締役社長 中山 一 様

総務省総合通信基盤局長

金澤 真

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。(別添のとおり)

この提言の趣旨に鑑み、今後貴社において料金改訂を行う際に、固定電話発信・携帯電話着信と携帯電話発信・固定電話着信の利用料金の格差の縮小あるいは解消に向けて努められたい。

敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社ツーカーセルラー東海
代表取締役社長 西村 和彦 様

総務省総合通信基盤局長

金澤 寛

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。（別添のとおり）

この提言の趣旨に鑑み、今後貴社において料金改訂を行う際に、固定電話発信・携帯電話着信と携帯電話発信・固定電話着信の利用料金の格差の縮小あるいは解消に向けて努められたい。

敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

株式会社ツーカーホン関西
代表取締役社長 中山 孝司 様

総務省総合通信基盤局長

金澤 薫

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。(別添のとおり)

この提言の趣旨に鑑み、今後貴社において料金改訂を行う際に、固定電話発信・携帯電話着信と携帯電話発信・固定電話着信の利用料金の格差の縮小あるいは解消に向けて努められたい。

敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

ジェイフォン東日本株式会社
代表取締役社長 林 義郎 様

総務省総合通信基盤局長

金 澤

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。（別添のとおり）

この提言の趣旨に鑑み、今後貴社において料金改訂を行う際に、固定電話発信・携帯電話着信と携帯電話発信・固定電話着信の利用料金の格差の縮小あるいは解消に向けて努められたい。

敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

ジェイフォン東海株式会社
代表取締役社長 村上 郁雄 様

総務省総合通信基盤局長

金 澤 嘉

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。（別添のとおり）

この提言の趣旨に鑑み、今後貴社において料金改訂を行う際に、固定電話発信・携帯電話着信と携帯電話発信・固定電話着信の利用料金の格差の縮小あるいは解消に向けて努められたい。

敬具

総基料第21号

平成13年2月6日

ジェイフォン西日本株式会社
代表取締役社長 近藤 忠男 様

総務省総合通信基盤局長

金澤 寛

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平成12年12月21日に電気通信審議会から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申を受けました。その中で、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要である旨の提言がなされました。（別添のとおり）

この提言の趣旨に鑑み、今後貴社において料金改訂を行う際に、固定電話発信・携帯電話着信と携帯電話発信・固定電話着信の利用料金の格差の縮小あるいは解消に向けて努められたい。

敬具

「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の第一次答申（一部）

第Ⅱ章 指定電気通信設備の範囲

第1節 移動体通信事業者の設備の扱い

3 考え方

(5) 料金設定権の考え方

- ③ 一方で、料金設定権とは直接の関係はないとしても、携帯電話事業者の利用者料金の低廉化を求める利用者の声は強いので、今後携帯電話事業者において一層の料金低廉化に向けての努力が必要である。また、その中でも、携帯電話事業者において携帯電話発信・固定電話着信の利用者料金と固定電話発信・携帯電話着信の利用者料金とに差異を設けて設定（固定電話発信・携帯電話着信の方が割高となっている。）していることは、双方の通話について使用設備に差がないことを考え併せると利用者にとって理解しにくいことから、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要と考えられる。本件については、速やかに郵政省から関係事業者に対し、今後の取組み計画について報告を求めることが必要である。

